

## 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

### 招 集

令和2年6月4日（木）午後2時 議場

### 出席委員（9名）

（委員長）稻 田 清 （副委員長）土 光 均  
石 橋 佳 枝 奥 岩 浩 基 国 頭 靖 戸 田 隆 次  
尾 沢 三 夫 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

【総務部】辻部長 永瀬防災安全監  
[防災安全課] 三木課長 藤谷主査兼危機管理室長 大塚調整官  
戸崎危機管理室係長

### 参考人

中国電力株式会社電源事業本部島根原子力本部副本部長 長谷川千晃 氏  
中国電力株式会社鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長 篠根 剛 氏

### 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東主任

### 傍聴者

安達議員 今城議員 岩崎議員 岡村議員 前原議員 又野議員 渡辺議員  
報道関係者3人 一般1人

### 報告案件

- ・島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する調査結果について
- ・島根原子力発電所固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備について

~~~~~

### 午後2時00分 開会

○稻田委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。本日は、配付しております日程のとおり、参考人から説明を受けます。説明に当たりまして、参考人の紹介をいたします。中国電力株式会社電源事業本部島根原子力本部副本部長長谷川千晃様。

○長谷川島根原子力本部副本部長 よろしくお願ひいたします。

○稻田委員長 中国電力株式会社鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長 篠根剛様。

○篠根鳥取支社長 よろしくお願ひいたします。

○稻田委員長 それでは説明をお願ひいたしますが、説明は一括して行っていただき、その後、質疑等に移りたいと思います。それではよろしくお願ひいたします。

篠根鳥取支社長。

○篠根鳥取支社長 改めまして、御紹介いたしました中国電力鳥取支社長の篠根でござ

います。皆様方には平素から当社の事業運営につきまして、格段の御理解、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして御礼を申し上げます。また、本日は御多忙の中、こうして貴重なお時間をいただきまして、当社の説明の場を設けていただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、島根原子力発電所のサイトバンカ建物の巡視業務の未実施、及び固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備につきましては、地域の皆様をはじめ多くの方々に御心配をおかけいたしましたこと、この場を借りまして、改めて心よりおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

このたびの巡視業務の未実施につきましては、長年巡視業務を委託してまいりました協力会社で発生したものでございまして、原子力発電所を運営している当社といたしまして、その責任を重く受け止め、また責任を痛感しているところでございます。またこれまで原子力安全文化の醸成に向け、様々な取組を進めてきた中で、このようなことが起こったこと、これも非常に重く受け止めているところでございます。

今後、本事案の直接的な原因はもとより、こうした事案が起こった背景や、あるいは社員の考え方、組織、風土など、根本的な原因にまで遡りまして分析を行った上で、再発防止対策を策定いたしまして、今後このような事象が起こらないように、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

当社といたしましては、今後、協力会社も含めた原子力安全文化の一層の醸成、浸透にできる限りの取組を進めてまいりたいと考えております。そうすることで、地域の皆様方に信頼していただける発電所を構築することは当社の責務と考えておりますので、どうぞ引き続きの御指導を賜りますようよろしくお願いをいたします。

それではこれから、島根原子力本部副本部長の長谷川より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○稻田委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** それでは、お手元の資料に基づきまして、2件の事案について御説明をいたします。

まずは1ページ目を御覧いただけますでしょうか。初めに、サイトバンカ建物の巡視業務未実施についての御説明でございます。少しページを進めていただきまして、5ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらが島根原子力発電所の構内平面図でございまして、今回、事案が起きましたサイトバンカ建物は、この赤の斜線が引いてある施設でございます。左下のほうに1号機がございますんで、実際の発電所の北東のほうに設置された建物でございまして、5階建ての施設でございます。この中には、低レベルの放射性廃棄物を一時保管する、あるいは、処理をする施設でございまして、大きく分けますと、まず2,000トンの貯水プールがございます。ここには使い終わりました制御棒、あるいは過去、原子炉の周辺で使っておりました機器、これは交換をしたものでございますけれども、比較的放射線レベルが高いものでございますんで、水に沈めることによって放射線を遮って安全に保管する施設、さらには次のページでまた御説明いたしますけれども、焼却炉、溶融炉といったものがございます。

6ページ目を御覧いただけますでしょうか。今御説明しました焼却炉あるいは溶融炉がこのサイトバンカ建物には設置されてございます。まず、放射性廃棄物でございますけれども、

ども、それぞれ燃えるものあるいは溶けるもの、こういった主として2つに分けまして、右のほう進んでいただきますと、200リッターの黄色いドラム缶、こちらに充填、詰めるわけでございます。そのときになるだけ、減容、かさを下げまして最終的には青森県六ヶ所村の低レベルの埋設処分場のほうへ送っていくと、低レベルの廃棄物の放射線レベルではL1、L2、L3、こういう区分がございますけれども、主としてL2として処分がなされるものでございます。可燃物については焼却することで、あるいは金属、プラスチック等につきましては、溶融と言いまして、溶かすことによって減容処理をするわけでございます。

参考までに、7ページ目を御覧いただきたいと思います。原子力発電所を運転いたしまして、気体、液体、固体、左のほうにございますけれども、それぞれ放射性廃棄物が出てまいります。気体につきましては、通常、換気空気を放出してございますんで、私どもの発電所から気体状の放射線廃棄物が今まで放出したことはございませんけれども、主として設備、フィルター等を通して、安全な状態にして、換気、空気を放出してございます。気体の放射性廃棄物は、プラントで使っております冷却水の余剰水、あるいは中で放射線管理区域で私どもが働くときには専用の服を着ますけれども、いずれ洗濯をいたします。その洗濯排水をきれいに浄化して海へ放出する。そして固体廃棄物は今お話ししたとおりでございまして、こういった区分けをしながら安全に処分を進めているところでございます。なお、この焼却炉並びに溶融炉の運転でございますけれども、当社の場合は、原則平日のみの運転でございます。今回ちょうど申し上げますけれども、問題が生じたのは休日でございまして、若干勤務形態が変わってございます。それをここで御説明しようと思います。平日の焼却炉、溶融炉を運転する状態では3名、2交代勤務にしてございます。おおむね朝の8時から24時までの2交代勤務でございます。一方休日は、焼却炉あるいは溶融炉の運転がございませんので、巡視のみということになりますので、一般体制の2名、なつかつ、半日勤務という形態をとってございます。

それでは最初のページにお戻りいただけますでしょうか。2ページ目を御覧ください。今回の事象の主な経緯を御説明いたします。まず最初1名の未巡視が分かりましたのが、2月16日でございます。この日は日曜日でございまして、今申し上げましたように、半日で私どもの規定では2回の巡視、つまりパトロールと申しますけれども、巡視を要求してございました。法令上は後ほど申し上げますけれども、1日1回が法令要求でございます。当日、実は、管理区域、御存じかと思いますけれども、原子力発電所もいわゆる一般区域と放射線管理区域、以下管理区域と書いてございますけれども、管理区域に入る際は、着替えをしたり、あるいは放射線測定器などをつけてゲートを通ります。ゲートで入域手続をすることによって、後ほどまたそういった入域記録なども残るような仕組みになってございますけれども、実際には、管理区域に入域していないにもかかわらず、入域したとして巡視記録を作成、上司への報告を行つとりました。それが実は、翌々日の2月18日に分かりまして、なぜ分かったかと言いますと、放射線管理上、入域、退域の記録を日々チェックしてございまして、本来は翌日チェックをするんですけども、この場合は翌々日でございます。翌々日のチェックで実際には管理区域の入域がないのに本人が巡視をしていたという報告をしていたことが分かりました。これが18日でございます。当社は直ちに2月19日には、本事案をプレス、報道発表を行つてございます。その後、2月25

日には当該の協力会社、さらには当社に対応本部を設置して事実関係、類似事案、そういったものの調査を始めております。4月20日には協力会社のほうからおおむねの報告書を受領しております、その後5月13日、当日、原子力規制委員会がございまして、今日御説明する2件、保安規定違反「監視」というふうな判定が下されております。その日の午後には、追加の調査分を含めて今日御説明する内容を報道発表したわけでございます。なお、保安規定違反にはこのページの一番下にございますけれども、4区分の規定がございまして、今回は一番下の「監視」という判定がなされております。

3ページ目を御覧ください。こちらが今回問題になります巡視の法令要求、さらには法令を受けまして電力会社は保安規定という自主的なマニュアルをつくっているわけでございますけれども、そこには1日1回以上、この施設の巡視が要求されているという規定がございます。これに対して当社は、委託先には1日2回の巡視を要求しているのが現状でございます。

4ページ目も同じでございますんで、少しずつページを進めていただきまして8ページ目、調査に移ってまいります。当社はこのような事案が起こったことを踏まえまして、先ほど言いましたように、2月25日に緊急時対応本部を設置して調査を開始してございます。

9ページ目を御覧ください。調査体制でございます。ここに記載してございますのは、中国電力の調査体制、右の上に協力会社というふうに書いてございます。これが今回の事案を起こした当社のグループ会社、中電プラント株式会社でございますけれども、両者にそれぞれ調査体制を書いてございます。当社の調査体制につきましては、本社のほうに左上にございますけれども、本部を設置、そしてその下に調査班と原因分析・再発防止対策班を設置してございます。左の下、原子力強化プロジェクト、さらには監査班、社内の原子力を専門に監査いたします部署がございますんで、こういったところが第三者的に調査全般を監査すると、評価すると、こういう体制を取ってございます。

10ページ目を御覧ください。それぞれの調査項目でございますけれども、まず調査班でございます。本事案の事実確認、さらには本事案の協力会社巡視員が実施した巡視業務等の確認、類似事案の確認でございます。類似事案としては、このサイトバンカ以外にももちろん、原子力発電所の本体、原子炉、あるいはタービン、こういったものを当社の巡視員が巡視をしてございますんで、そういったものの中にも同じような不正がないかを確認したわけでございます。原因分析、再発防止対策を進めましたけれども、今日御説明するのは、いわゆる直接的な原因の分析までございます。また、そこから導き出した直接原因を再発させない、そういった防止対策の方針を御説明いたします。したがいまして、現在もまだ、原因の深掘り、さらには最終的な再発防止対策の策定中でございますので、このあたりは別途御報告をしたいと思っております。原子力強化プロジェクト監査班も先ほど述べたとおりでございます。

11ページ目に移っていただけますでしょうか。調査概要でございますけれども、このサイトバンカ設備の協力会社の委託を開始した時期でございますけれども、赤字で中ほど、1ポツの中ほどに書いてございます。1984年6月、これは昭和で言いますと59年でございますけれども、実はサイトバンカ施設を運転開始した当初からこの中電プラントのほうへこの業務を委託してきたわけでございます。

それでは12ページ目を御覧ください。まず類似事案の調査でございます。まずは(1)

の①、サイトバンカ建物に関する類似事案の調査でございます。パトロールシートと言いまして、巡視を行いますと私どもの中央制御室、いわゆる原子炉建物本体のほうに当社の運転員がおりますけれども、24時間体制、そこに当直責任者が常に勤務してございます。この当直責任者にその日の巡視結果を報告する。これがパトロールシートというものでございますけれども、これが2002年までまだ残ってございますんで、この2002年まで遡って当該類似事案を調査したわけでございます。結果、全て土日に発生してございますけれども、日数にして32日、それに関わりました巡視員が8名いることが分かってございます。8名のうちの最初の1名、さらにはそれ以外で最も回数の多い巡視員につきましては、17日間、そういった実際は虚偽報告をしていたことが分かっております。

②、サイトバンカ建物以外の施設、いわゆる原子力本体、こういった当社の社員が直接巡視する事案でございますけれども、これにつきましては、2007年度以降調査いたしまして、こちらについては、類似の事案がなかったことを確認しております。(2)でございますけれども、巡視業務が実施されていなかった日については、その日の各種放射線モニター、データが残ってございますんで、そういったものを確認しまして、設備には異常がなかったというふうに確認してございます。

それでは13ページ目を御覧ください。このような調査に基づきまして、問題点を抽出してございます。まずは本事案、類似事案、共通の事実関係でございます。(1)巡視を実際には実施していなかった。そして、巡視していないにもかかわらず巡視したとする記録を作成しておりました。また、当社、先ほど言いました当直長と言いますけれども、責任者でございます。あるいは協力会社、サイトバンカの運転副責任者と呼ばれる方、責任者でございますけれども、当日は2名の体制でございます。そのいずれもが実際には巡視がなされていないことに気がつけなかったという問題がございます。続いて本事案に係る事実関係でございます。当事者は、この巡視未実施が法令違反となることを認識していなかったと、これは直後のインタビューではそういうふうに当事者は申しておるようでございますけれども、少し時間がたった後に、別途アンケートをしたところでは、そういう認識はあったというふうにも申しているようでございますんで、若干そのあたり少し揺れているところがあろうかと思います。(2)でございます。土日、休日のこの巡視頻度が半日で2回となっていたため、時間的な余裕がなかった。(3)巡視実施前には、制御室でパトロール支援システムの巡視シートにチェックを入力しデータを登録していた。当該者はと書いてございます。これどういうことかと言いますと、今は巡視に器械を使っています。器械と言いましょうか、ハンディターミナル、巡視チェックモジュールでございますけれども、こういったものを持って行って、現場に行って本来は巡視が終わりましたら入力欄にチェックを入れて巡視終了を記録するわけでございますけれども、どうも当該者はあらかじめ既にもう巡視終了というようなチェックを入力していた、ということも分かりました。

(4)実際には巡視を実施していないにもかかわらず異常なしと虚偽の報告をしております。(5)運転副責任者は、当日のスケジュール等の情報共有、こういったものの巡視前ミーティングをしておりませんでした。そしてその他調査の中で確認された事実関係として一部の巡視員は例えば、1日2回を要求しておりますけれども、1回しか巡視を行っていなかった。あるいは、管理区域の入域時間が短いものも散見されていることが分かってございます。

14ページ目を御覧ください。今申し上げたような直接的な問題点、原因を踏まえまして、再発防止対策の方針を取りまとめております。まず左の区分、3区分ございますが、業務管理の仕組みに関するものでございます。巡視が巡視員任せで、体制、役割分担、実施方法が不明確だった。これに対しては、巡視業務の内容等を再度明確化いたします。巡視結果が自己申告のみであって、別途検証する仕組みが不十分だった。これに対しては、結果の確認方法を改善いたします。当社の委託仕様書で具体的な法令の要求事項等の明示が不十分でありました。これに対しては、法令等の要求事項を明確化いたします。次に業務運営に関する原因でございます。協力会社への関係法令、さらにはこの巡視業務の重要性に関する教育が不足していた。もちろん今、定期的な教育がなされておりますけれども、一層の教育の充実、さらには当社の関与が必要と強化が必要と考えてございます。土日は特に結果の確認が不足しており、牽制機能が不十分でございました。牽制機能の強化が必要と考えてございます。意識面でございます。事実を率直に報告する責任があるとの認識が低く、コンプライアンス、さらには原子力安全文化の意識が欠如しておりました。引き続きこういったものの醸成に努めてまいります。協力会社の管理者が先ほど申しましたようにコミュニケーションの重要性を十分認識していなかった。コミュニケーションの充実、向上が必要と考えてございます。

15ページ目を御覧ください。冒頭申しましたように、現在当社はさらにこの事案に至りました背景や社員の意識、組織、風土等、根本的な原因の分析を進めてございます。この原因分析については、外部の第三者機関による評価を受けた後、再発防止対策を策定していくことにしております。根本的な原因分析の視点でございますけれども、4つございます。まず当社が長年の信頼関係、逆に言えばなれ合いと今回指摘を受けてございますけれども、協力会社に任せておけば大丈夫という意識が働き業務管理への関与が不足していたのではないか。(2)当社から協力会社への問い合わせ、あるいはその逆です。協力会社から当社への相談という相互のコミュニケーションが不足していたのではないか。(3)当社は協力会社におけるコンプライアンス最優先の意識及び原子力安全文化の意識の浸透に対する関与が不十分であったのではないか。(4)協力会社において、管理者による業務管理が不足していたのではないか。こういった問題意識を持ちながら今、さらに原因究明を進めているところでございます。

最後に16ページ目を御覧ください。これは現在暫定的に導入しておりますいわゆる牽制機能、確実にパトロールを実施してもらうための方策の一つでございます。先ほど申し上げました携帯端末、これがチェックツールでございまして、実はこれには写真撮影機能がついてございますんで、現状はポイントごとで現場写真を撮影するという運用をしてございます。

以上が1件目の巡視未実施の件でございまして、続いて、17ページ目、2番目に固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備について、御説明いたします。

こちらも最初に19ページ目を御覧いただけますでしょうか。先ほどサイトバンクの焼却炉、溶融炉、その後、ドラム缶詰めをすると申しました。このドラム缶は、直ちに青森県のほうへ搬出できませんので、しばらくはこの敷地の中にございます4か所の固体廃棄物貯蔵所で安全に保管をしております。A棟からD棟がございまして、全部での貯蔵容量は4万5,500本に及んでおります。この巡視業務の一部に不備がございまして、現地

の規制事務所の検査官のほうから指摘を受けたわけでございます。

それでは18ページ目で事象の概要を御説明いたします。この貯蔵所でございますけれども、同じく毎日1回以上、これは法令要求でございますけれども、巡視をすることが定められております。それを受けまして当初の巡視点検要領書では、毎日1回、2番目でございますけれども、建物の外観、搬入口・出入り口の施錠確認、内部の放射性廃棄物の保管状況を確認することとしてございます。前2つ外観と施錠につきましては、実際に巡視員がパトロール、巡視をして、建物の外から確認をしてございます。中の放射性廃棄物の保管状態につきましては、現状は中央制御室から遠隔監視用のカメラで確認をしてございます。ここが指摘されたわけでございます。今年の3月19日に指摘がございまして、先ほどの事案と同様、5月13日に同じ保安規定違反、「監視」と判定されてございます。

20ページ目を御覧ください。左の写真がございますように、中にはこのように3段積みにドラム缶が貯蔵されてございまして、現在この貯蔵状況を逐次監視カメラで当社は確認をしてございます。外回りについては、先ほど申しましたように実際に巡視を行ってございます。

これがなぜ保安規定違反になるかということでございますけれども、21ページ目を御覧ください。ここで遠隔監視用カメラでの確認を始めましたのは、2001年でございまして、さらには、2017年の4月、②と打ってございますけれども、ちょうどこれは1号機の廃炉作業を進めるときでございます。この時期に社内規定、別の規定で巡視の定義を変更しております。それが下の②でございますけれども、巡視の定義は、漏えいの有無、さらには異音、異臭等の異常兆候を発見するとこういうふうに定義してございます。そうしますとテレビカメラでは遠隔監視用カメラでは、例えば漏えいの有無、さらには、異音、異臭は発見できないのではないかと、これが保安検査官の指摘でございます。確かにおっしゃるとおりでございまして、カメラではそういった確認ができません。したがいまして、この指摘を受けて2020年3月19日からは直接1日1回、貯蔵所の中に入りまして確認をする、こういう運用をしているところでございます。しかしこれが安全性に影響を及ぼすかということにつきましては、22ページ目を御覧ください。実は保安規定の別条項で1週間に1回、固体廃棄物貯蔵所内部の巡視を行い、放射性固体廃棄物の保管状況を確認するとともに、3か月に1回は保管量の確認を実施することとしています。つまり、本来は毎日中に入らなくても法令要求、さらには放射性固体廃棄物の保管状況は安全性を含めて、確認ができることになります。今回指摘を受けましたのは、当社の巡視要領、つまり臭いや異音を確認する、それとテレビカメラの確認とのそごを指摘されたわけでございます。いずれにしても、厳密には保安規定違反には変わりのない事案でございます。3番目でございますけれども、今後の対応につきましては、保安規定で要求される巡視範囲、巡視方法を再検討した上で、最適な巡視を実施してまいる予定にしてございます。以上、2件、いずれにしても、地域の皆様に御心配をかけることになりまして、改めておわびを申し上げます。私の説明は以上でございます。

**○稻田委員長** 以上で説明は終わりました。委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

**○石橋委員** 座ったままで失礼いたします。幾つかお伺いします。まず最初に、2ページ目ですけれども、2月18日に入域実績を確認したが、入域が確認できなかつたために、改めて事実を確認したというのを先ほどおっしゃってましたけど、入域するとき、ゲートを

通ったか通らなかつたかというところがほんとはチェックできるんだけれど、そのところを見てみたら入つてないということが分かつたというふうにおっしゃつたと思いますが、そのことですか、確認というのはそういうことですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 そのとおりでございまして、放射線管理区域に入域するには、必ず所定の機械ゲートを通過する必要がございますんで、それを通過すると入域記録が生じます。そして、そのゲートを出ると退域記録が残ります。これなぜこんなことをしているかというと、放射線管理区域に入るわけですから、当然、被曝作業ということになりますので、被曝管理を厳正にするためにこのような日々のチェックを行つております。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 次ですけど、同じページの下段のほうの3ページ目なんですが、一番下の行のところで米印の2ですけれど、この廃棄設備としてサイトバンカ固体廃棄物貯蔵所等を記載していると書いてあるんですが、この等というのはほかにもあるということだと思うんですが、ほかにはどういうものがあるんでしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 こちらは、上の発電用原子炉施設の保全の対象、発電用原子炉施設の一つの定義として廃棄設備としてサイトバンカ、固体廃棄物貯蔵所、さらには1号、2号、3号機はまだ使っておりませんけれども、そもそも放射性廃棄物処理設備というのがございます。例えば、この資料で言いますと7ページ目の気体の処理設備、液体の処理設備、さらには固体も一部実は直接ドラム缶に入れるような設備もございまして、そういうものを含めて、等と記載してございます。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 その次ですけど、4ページ目の巡視点検のところに書いてあります巡視をして次の施設及び設備について点検を行うという、点検の内容というのはどういうような内容でしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 巡視し、次の施設及び設備について点検を行う、これ1回巡視で切れておりまして、実際には巡視というのは細かく一つ一つの機器を例えれば点検するという訳ではなくて、総じてサイトバンカだけで言いますと5階建ての建物でございますから、それぞれのフロアを歩きます。そして、大体主要な設備の異常がないか、もちろん、巡視のポイントとしては同じなんですけど、異音、異臭、漏えい、こういったものを確認する。これを巡視と呼んでおります。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 巡視で一旦切れて、次に点検を行うのが点検の内容というのはどういうことなんですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 点検はまさしく個々の機器、こういったものを場合によつては定期点検であれば分解をして中の機能がちゃんと維持できているのかとか、そういうことを点検と申しておりますから、巡視と点検は別作業というふうにお考えいただ

ければと思います。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 6ページ目の上、上段のところですけれど、ドラム缶のモルタル固化でドラム缶に詰めて六ヶ所村まで送る前に貯蔵しておく施設があるということですよね。以前にモルタル固化したもの、ドラム缶につけたものを出荷というか、送り出す前に点検をするというのがされていなかったという事例がありましたが、そのものですね、モルタル固化しておいてあるものというのはこれなんですね。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 おっしゃるとおりでございます。5年前、2015年に問題が起きましたけれども、このモルタルというのは、いわゆるセメント、モルタルと砂を混ぜまして、セメントと呼んでいますけれども、隙間を固める作業ですけれども、このときに水が要ります。水量計を点検していなかったというのが5年前の不祥事でございまして、まさしく今委員がおっしゃったこの施設でございます。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 まだもうちょっと、質問したいと思いますけれど、原子力規制委員会はこのたびのこの問題で、現地に調査に見えたんでしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 今、規制の組織は、東京の原子力規制庁、本庁とそれぞれ発電所に、あるいは施設、うちもそうなんですけれども、現地の常駐検査官、こういう体制が取られております。今回現地の常駐検査官は全て現場を確認されております。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 続きまして、次のページです。11ページという番号が振ってありますが、この協力会社の担当者が巡視をしていて、職員が怠ったんだということを2月16日の事例のときに伺いましたが、この協力会社は、専門性がある技術を持っている会社なので、信用していたんだというふうにおっしゃっていました。その専門性というのはどういうふうなことですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 御説明の中でも申し上げましたけれども、昭和59年の運転開始からずっとこの会社にこの業務を委託しております。当然、焼却炉、溶融炉、これは一定の技量が運転上必要になります。経験、知識、こんなものも必要になりますし、またそういう設備を巡視するという意味におきましても、設備の運転経験を要する方が現場を見ることによって、どういった不具合が起きやすいかとか、どこを見ればいいのか、といった専門的な知識、技量が必要だと思っております。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 経験があって技術を持っておられると、よく分かった人だということだと思うんですが、そういう人も点検しなければどうにもなりませんね。次ですけど、12ページの8人が合計32日について入域していなかった、確認できなかったというふうなことなんですが、これはすべて同じ協力会社の方なんですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 はい、そうでございます。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 中電プラントという会社ですね。はい。同じページの下のところに2で赤い字で書いてあります、設備に異常がなかったことを確認していますというの、振り返って32日間の全ての過去のを振り返って確認をされたということですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 はい、そうでございます。ちなみに基本的には制御室というのがございまして、焼却炉、さらには溶融炉、こういったものの運転操作は全部制御室で行います。制御する異常は、運転データ、全てそこで本来は確認できますので、そういうものは記録が残っておりますので、今回こういった異常がなかったという判断をしてございます。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 データが残るけれど、何かがなければ不備、そこを振り返って確認するということはされていない、記録が残るだけということなんですか。毎日その部分は確認されたりしてはいない、何かがないと確認はされないということですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 土日、32日ですね、いわゆる入域をしていない日については、記録が残っておりますんで、それを確認することによって当日機器に異常がなかったと判断しております。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 毎日そこを確認するという作業はしないんですね。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 常に制御室には1人は運転員がおりますので、それが連続的に監視をしているわけですね。なおかつ、1人ですから、異常があれば警報機能というのがございまして、何か異常があれば機械がアラームを発生して知らせてくれますから、そのアラームが出ればまたその機器に精密なチェックを入れていくとこんな対応をしてございます。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 次の8、事実関係のところですけれど、要するに、実際には巡視という業務がどんなふうにされていたのか、土日というのが時間的に余裕がないという理由でされてないみたいな、実態についてはほんとに把握されてなかつたということなんですね。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 御指摘は多分当社が委託するに当たって、実態と委託要求の差をしっかり認識していたかという御指摘だと思います。確かに、御指摘のとおりそこに問題はあったと思います。ちなみに、もともと先ほど冒頭御説明したように、平日は2交代ですね、1日、つまり半分に割りまして、1班、2班、で2班が勤務をいたします。1班1巡視と、こういう考え方でスタートしております。ところが、途中から土日はもともと焼却炉、溶融炉の運転がございませんので、1班体制、ここに2回をそのまま残しているというのが現状かと思います。ただ、当社の判断では、半日で2回はできないものではないかなと思っています。当日、2月16日、当事者に聞きますと、管理区域、この巡視の内容でございますけれども、管理区域外、管理区域内、さらに、2回じゃないん

ですけれど、1回は、先ほど言いました放射性廃棄物ドラム缶の貯蔵庫の巡視、3つの作業を行ってもらっているわけですけれども、大体本来は30分ずつくらいかなと思っていたのですが、管理区域外で90分の時間を使ってしまったらしい、それはいろいろな理由があったようです。初めて運転副責任者に対してしっかりとパトロールをしているということを説明したかった、というふうに本人は言っているようでございますけれども、若干その辺の時間配分がうまくできていなかったのか、こんなものが理由かなと思います。ただ、まだ最終的な報告をまとめておりませんけれども、いずれにしても、土日、焼却炉、溶融炉を運転していない中で本当に2回の巡視が必要かどうかについては、きっちり検証していく必要があろうかと思っております。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 次のページです。14ページのところに、直接的な原因とか、直接的な原因に対する再発防止対策というのがいろいろ書かれてありますけれども、やはりその中で、先ほどの質問に対する答えにありましたけれど、業務の状況を把握されていなかったとか、あるいは、担当の職員がその巡視を怠るということが、法的に問題があるという認識がなかったとか、そういうふうなことを言わわれていますけれど、これはやはり協力会社の人の問題というよりは、中国電力が協力会社の体制を含めて本当にそこを大事にというか、考えて体制ができているのか、確実にできているのかどうかということを確かめてこなかつた、ということだと思うんです。何よりもそこに欠けているのは、中国電力の安全に対する認識の不足なんではないかということを、過去にも何度も言ってきましたけれど、重ねて言わなければならぬというふうに思います。これまでもたくさんありましたけど、111か所の点検漏れとか、先ほどのモルタル化の問題とか、前にもいろいろありました。そのたびにこれからそういうことが起こらないようにというふうにおっしゃって、体制をつくってというふうに言われますけど、一向にこういう事例がなくなりません。そのところはやはり、なぜなのかということを思うんですけど、この問題については、第三者の調査をするというふうに言わわれていますが、第三者の調査というのは、どういうふうな機関、どういう組織での調査を考えられておられるんでしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 第三者機関とは、原子力安全推進協会という組織がございまして、そちらのほうの御指導、アドバイスを受けようというふうに考えてございます。そして前段で、そもそも協力会社の問題ではなく、まさしく委員おっしゃるとおりでございまして、全ての責任は当社にございます。現状、島根原子力発電所構内は、ほぼ3,000人が働いておりまして、元請だけでも40社、全ての関連します会社200数十社に及んでございまして、それぞれ専門的な技量、知識をお持ちなわけでございます。発電所を造る、その後運転をしていく、当社だけではとてもできる話ではございませんので、それぞれ協力をいただきながら、我々はパートナーだと認識してございますけれども、いずれにしても、全体の責任者は当社にあるのは間違いございません。当社の安全に対する認識が欠如しているんではないかと、そういった御指摘ももつともでございます。なぜ繰り返すのか、ほんとに我々も悩ましい、困っているところでございますけれども、まだまだ浸透していないのかなと思っております。どこまで社員はもとより、今回は協力会社で起きております。構内で働く全ての方に原子力で働くことの意味づけ、責任、こういっ

たものをほんとに浸透させていく必要があろうかと思っております。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 もう一遍、第三者の調査の機関のことを教えてください。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 組織の名前は、原子力安全推進協会でございます。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 それはどういうふうなものですか、例えば公の機関であるとか、民間の機関であるとか、その中にどういう人が入っているとか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 原子力業界の中で、特に安全に関わる部分に特化して、まさしく名前のとおりでございますけれども、安全文化とか、いろんなもちろん物的なものも含めますけれども、このたびお願いしておりますのは、根本原因分析のチェックでございまして、そういったノウハウ、経験をたくさんお持ちでございますんで、十分適切な指導をいただけるというふうに考えております。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 業界でよく専門性がある、よく知っておられる方だというふうなことですけれど、そういう人、いわゆる業界の人だけではなくて、例えば、関係自治体の行政で、原子力の関係で、日々頑張っている職員ですとか、あるいは、一般市民とか、そういういわゆる業界の中だけの目ではなく、別の目を持った人を入れるべきだと思います。例えば市民でも原子力の問題をほんとに自分のこととして関心が高い人も多いので、公募でもされれば応募する人はいると思いますし、外の目でやっぱり見てもらわないと、業界での常識だけではだめなんではないかというように思いますので、ぜひそういうことを考えてほしいと思います。もう一点。

○稻田委員長 それ意見ですね、次、質疑ですね。石橋委員。

○石橋委員 このサイトバンクの問題、そしてもう一つあったんでまたほんとにびっくりしたんですけど、この固体廃棄物貯蔵庫の問題、これについては、市民の説明会を、市民にもきちんと説明会を開いていただきたいと思うんですが。そういうふうにぜひしてほしいんですけどどうでしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 現状、この2件について、別途、例えば、住民の方を対象にした説明会は計画をしてございませんけれども、いろいろいつも言っておりますけれども、今日も議会を代表して御説明に伺ったりもしております。それ以外にも、当社、いろんな、今、新型コロナの関係で少し外に出ることがしづらい状況でございますけれども、いろんなチャンネル、もちろん、いわゆるインターネットとかもございますんで、いろんな手法を使いながら、御説明をしてまいりたいと思っています。

○稻田委員長 石橋委員。

○石橋委員 ぜひ一方的な説明とか、ニュースを流すんではなく、やり取りのできるような説明会を、いろいろ考えなきやいけませんけれど、持っていただくようにお願いしておきます。

○稻田委員長 よろしいですね。ほかございます。

戸田委員。

○戸田委員 今、石橋委員が都度述べられたんですけれども、長谷川さんから説明があつたように、溶融炉とかそういう、清掃工場ですか、そういうふうに立ち上げ、私もやつたんですけれども、確かに大変厳しいシステムだということは私も理解しておりますが、ただ今のフォーメーションをいろいろされるんですけれども、その前に、これだけ不祥事が出てくるというのであれば、職員間に対して油断があるのではないか。集中管理システムはもとより、まず現場を把握するのがこの施設の管理の的な基本です。そういうふうなことが欠如しているということになれば、先ほど、石橋さんからも質問があつて答弁しておられましたけども、やはり油断が一番職員間に蔓延しているんじゃないかなというふうに私は思っておるんですが、その辺のところはいかが考えておられますか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 正直言いまして、プラントが停止して10年近くたつてございます。外部の方からは、やっぱり、停止に伴つて緊張感がないのではないか、そういう懸念、御指摘のとおりで、我々も同じような思いを持ってございます。それはあつてはならないことだと思ってございます。ただ一方、止まつてはおりますけれども、皆さん御承知かと思います。今回の新しい新規制基準の対応というのは、非常にハードな業務でございまして、今、原子力に関わるものは全てそういったところで、確かにプラントは動いてございませんけれども、新規制に対応すると、なかなか別な意味では経験できない業務を今、してございますんで、新たな知見、そういったものも習得しているところでございます。一方、現場的に言いますとやはり、動いていないプラントから離れますと、五感が機能しなくなる。こんな懸念もございますんで、私どもの特に運転に関わるものについては、火力発電所、あるいは先行して動いております炉型は違いますけれども、加圧水型のプラントのほうへ運転研修に行くなど、ありとあらゆる手段を取りながら、今御指摘の点がないようにしてまいりたいと思っております。

○稻田委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後にしますけれども、14ページの中で先ほど、石橋委員が言いましたように、業務管理の仕組みの問題、業務運営の問題、もう一つ意識面の問題とタイトルを掲げておられるんですけれども、そういうふうなタイトルを掲げておられるわけですから、私はこれは一日も早くこの改善に向けて、やはり社内の体制を構築されて、実施すべきだと思っておるんです。そういうふうな先ほどの説明の中では、まだこの辺がまだ十分でないというような説明もあったかと私は記憶しておるんですけど、やはりこういうふうないタイトルを掲げておられるんですから、この改善をすべく、先ほど言いましたように社内の構築化をきっちと図っていくのが、私は、島根県、鳥取県民に対する負託に応える内容だと思っておりますがいかがでしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 現状まだ、原因の深掘り、根本原因と申しておりますけれど進めてございます。当然今、今日御説明したように内容の延長線上で最終的には報告がまとまっていくんだと思いますけれども、報告がまとまりましたら、また別途、当然御説明をする予定にしております。

○稻田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 12ページのところ等から読み取っていきますと、巡回業務を実施するところに、中国電力がされる施設、また協力会社がする施設、あるいは共同で、合同で実施している施設等があるという意味なのか、まずお伺いしたいと思います。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 巡視につきましては、完全にそこはすみ分けをしてございまして、今御説明しましたように、この中電プラントに巡回をお願いしているのが、このサイトバンカとか、あるいは貯蔵庫、ドラム缶貯蔵庫、そういったものでございます。当社の社員は、原子炉建物、タービン建物、さらには同じ建物の中にございます廃棄物処理建物は中電プラントでございますんで、そういう区分けをしてございます。以上です。

○稻田委員長 矢田貝委員

○矢田貝委員 一緒にする巡回業務というのではないんでしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 基本的にはございませんけど、今回この問題が発覚しましたんで、当社の社員が牽制的な意味合いもございますけれども、中電プラントに同行して巡回を行っているとこういった対応をしてございました。今回の事案を踏まえてですけれど、基本的には一緒にということは、もちろん、研修とかそういう意味ではございませんけれども、業務としてはございません。

○稻田委員長 矢田貝委員

○矢田貝委員 それはすみ分けられている理由というのがあるんでしょうか。基準というか考え方。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 一般的には、委託をするときには、責任をもって業務を完遂していただくわけですから、そのあたりは全面的にお任せするとこんな考えでございます。これは巡回業務でございますんで、運転順守、もちろん物を造る建設のときは、もっと日々いろいろフェーズが変わってきますんで、当然発注者と受注者は、日々のコミュニケーションが要りますけれども、今回の場合は、非常に定型的、日常的なルーチン業務でございますんで、そんな体制になってございます。

○稻田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 15ページのところの根本的な原因分析のところにも入ってくると思うんですけども、今までの不適切事案の再発防止対策につきまして、再検証といいますか、されていなかったというふうに読み取れるんですけども、今後そのことについても、しっかりと対策ができていたのか検証していくというふうに理解するんですけど、その点はいかがでしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 過去、不祥事が起きておりまして、やはりどうしても、今回最終的な原因を、さらには再発防止対策を取りまとめますけれども、やはり似通った対策になりがちなんですね。じゃあ、今までの再発防止対策が機能していたのかと、こういう視点から今回当然検討が必要だと、そういう認識をここに記載したものでございます。

○稻田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 この協力会社とも、そういった課題対策について、共有されてきたんでし

ようか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 昨日、安全文化の日というものがございまして、一部報道もなされておりました。これは10年前の511機器の点検不備を踏まえて、これを風化させないために設けた日でございます。従来からこの毎年の安全文化の日に限らず、日ごろからやはり、原子力発電所で働く以上の安全に対する責任感、こういったものは全ての方が持っていただけるように、共有化をしてきたところではございますけれども、なかなかまだ浸透していないがゆえに、今回のようなことが起きたんではないかとも考えております。

○稻田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私も新聞記事を見させていただいて、そのような毎年の決意を固められる日というのを改めて知ったんですけども、たまたま今回は、協力会社というところの事例ではありましたけれども、過去の事例をしっかりと関係する方々で共有してきたかどうかというところを指摘させていただきたいなというふうに思います。この事案が発生した以降、共同での巡視業務の実施が行われているということですけれども、今後の安全対策につきまして、業務の委託がほんとにいいのかどうか、責任を取っていく中国電力としての姿勢というのを、根本的な原因分析をされ、再発対策を取っていかれる中で示していただきたいなというふうに見させていただきますので、これはしっかりとお願いをしておきたいと思います。あと最後に1点ですけれども、14ページの直接的な原因の再発防止対策の方針の右側のところに挙げてらっしゃる部分についてですが、今回のサイトバンカの巡視についての対策の方針ですけれども、そのほか巡視をされている施設についても、同じような視点で見ていかれる必要があるかと思うんですけども、これについて、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 御指摘のとおりでございまして、当然類似の巡視業務がございますんで、今回策定いたします再発防止対策、水平展開と我々業界では呼んでおりますけれども、しっかりと全てに歯止めがかかるような対応をしてまいりたいと思っております。

○稻田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 よろしくお願ひします。以上です。

○稻田委員長 ほかござりますか。

奥岩委員。

○奥岩委員 13ページのところで、先ほどから何回か質問もあったかと思うんですが、問題点のところで、土日と休日の時間的な余裕がなかったというような御説明をされていましたんですけど、お話を聞いていると、詰め詰めでやつたらできるのかなというふうにも聞こえたんですけど、どの程度余裕がなかったんでしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 一般的には先ほど申しましたように、管理区域外ではほぼ30分、管理区域内で30分から40分、そして、これは1日1回ですけれども、廃棄物貯蔵所の巡視で15分ぐらい、合わせますと1時間半近くになります。それを午後半日

で2回回ることになりますんで、先ほど言いましたように今回の最初の1回、少し時間を使いすぎますと、後に少し無理が出てくるというのが実態であったかなと思っております。

○稻田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 一番初めの説明と今のお話を聞かせていただくとなるほどなと思うんですけど、視点を変えて、実際巡視される方の立場からすると、そのぐらい時間がかかって半日でやられてというふうになると、詰め詰めでされてまた2回目やってというので、さつきやったんでみたいな意識ももしかしたら出てくるのかなと思いながら、そうは言っても、業務でしっかりと委託を受けておられるところですので、そこは完遂していただくのが本来だったとは思うんですけど、その当たりもしっかりと把握された上で、1日、土日、休日も1日2回の巡視を要求されているというお話をですし、一番最初のところで御説明があったとおり、規定といいますか規則ですかね、そちらのほうでは毎日1回以上というところをあえて土日、休日、そういった中でも2回を要求されておられますので、そのところは、長年委託しておられたからとか、その辺があるから、信頼関係がどうこうというよりは、お話しされていたとおり、業務の見直しをしていただいたりとか、安全面がもちろん一番ですけど、そこを含めて再発防止を考えていただけたらなと思います。

続きまして、14、15のあたりでもお話をされていました協力会社とのコミュニケーションが不足していたんではないかというところを問題点に挙げておられまして、今後の再発防止対策でも検討事項に挙がっているんですけど、この協力会社とのコミュニケーション不足というのが、イメージが反対につきづらくてですね、逆に長年ずっと一緒に仕事をされてきた仲ですので、普通であればお互い話がしやすいのかなと受け取ってしまいます。先ほどの話に戻るんですけど、そういった中で、土日、休日とか時間がタイトな中で、業務の完遂が難しいですよというようなことがあれば、長年ずっと一緒に仕事をされている仲ですので、そういったお話も出てきやすいのかなと思うんですけど、そのコミュニケーション不足でここが済むのか、それとも今までの長年の信頼関係がどういうふうに積み重ねておられたのかが分からんんですけど、課題にも挙げられておられたとおり、双方しっかりと話ができるようにというようなこともありました。ただ、先ほどの関連会社が200社以上というようなお話を聞きますと、そのコミュニケーションをどうやって取っていくのかなというところは、非常に不安なところもありますので、そこを担当される方とか、関連会社の方々とか、どういったふうにコミュニケーションを取るのか、どの程度の頻度で取るのか。また、先ほど少しお話をさせていただきましたとおり、長年やっているんですけど、実はここが大変なんですよ、みたいな話が協力会社のほうから出てくるような業務体系を構築していただきたいなと思います。長々としゃべりましたが、以上です。

○稻田委員長 要望ですか。長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 御要望ではございましたけれども、若干説明をさせていただきたいと思います。もともと今回アンケートをしますと、やはりなぜ土日に巡視をしなかったかということにつきましては、平日は焼却炉や溶融炉が動いている。ところが、土日は機械が動いていないと、そういったことに対して、多分何も問題が起きないだろうと、そういう先入観、今まさしく委員がおっしゃったとおりでございます。あるいは、1回見たんだからもう2回目はというようなものもあったようでございます。そもそも、昔は

私たちの社員が行っています巡視も1日2回だったんですけど、2012年にやはり業務量と実態を少し見直そうということで、当社分については、1日1回に変えています。そのときにサイトバンクについては、それほど業務量が多くないだろうということで、そのまま1日2回を継続してお願いしたと、ここが起点だと思っているんですけども、やはりコミュニケーションの問題を言えば、どうも現場のほうからほんとに2回やる必要があるのかと、2回やっても結構しんどいんだと、こういう御意見があったようですけれども、それを吸い上げなかつたのか言わなかつたのか、これが残念なところでございまして、やはり風通しと言いましょうか、例えば、受託、委託の関係を別にしましても、物が言いやすい職場をつくるないと、この原子力発電所の安全というのは、保てないと思っております。今、おっしゃるように当然ビジネスでございますから、日々の業務については、綿密な打合せなどもするわけですけれども、それ以外の活動、例えば、いわゆる作業安全、こういったものは、元請を含めて組織をつくるおりまして、一緒に安全職場をつくっていこうとか、もっと言えば、昨日の活動もしかりでございますけれども、安全に対する意識醸成とか、なるたけたくさんの方が働いていますけど、発電所の一体感をどうつくっていくかと、いろいろ悩みながらやっているさなかにまた起きておりますんで、今後も終わりのない対応だと思ってございますけれども、様々な努力を重ねてまいりたいと思っております。以上です。

○稻田委員長 よろしいですね。中田委員。

○中田委員 安全文化に関わる問題なので、対応がないというか、常に終わりのない努力が必要だと思いますので、まず冒頭にそのことはぜひ今後も取り組んでいただきたいと思います。2、3イメージが湧かない部分もあって、要は巡視していないけどしたという報告が通ってしまったと、簡単に言うと、ということでいくと、大規模な発電所ですので、なかなかイメージが湧きにくいんですけど、通常の制御するためのいわゆる制御室のオペレーションのシステムを動かすオペレーションの問題と、別個にこういう様々な業務が展開されておる中でのいわゆる統制業務の部分、とりわけ、直接発電システムのほうではないので、業務的には発電所内で様々なある業務の統制業務がどういう形で統制下にあるのかというところが、監視が行き届かなかつたところの部分としてここに出たんじやないかという感じがするわけです。回りくどいかもしませんけれども、大きいところなので小さな発電所や変電所と違って、一本の指令業務というか統制業務の中で、全部をチェックすることができないとすると、いくつかの系統に分かれた統制業務が働くと思うんですけど、そういった面では、例えば、14ページの辺のところでも、対する防止策のところで巡視結果の確認方法とか出ている部分もあって、当然必要になってくるんと思うんですけど、個人的な経験からいくと、着手と終了後の統制業務の中に報告文化みたいなものがあって、チェックがかかるようにしてきた経験なんかが私なんかはあるんですけど、そういった業務全体の統制の在り方の検討みたいなものは、今後詰めていただけるんでしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 今回の巡視のいわゆる統制業務というふうにおっしゃいましたけれども、統制をするのは、当社の運転責任者、これも24時間体制で、今、1、2号は2班交代をしいておりますけれども、当直長が全ての責任者でございます。こ

のサイトバンカの巡視結果もそこに上がってき、発電所全体として、今日の巡視は全て問題なしと、こういう日々の繰り返しでございますけれども、その中で不正が行われているにもかかわらず、見抜けなかつたと、これ非常に大きな問題だと思っておりますんで、ここをどう牽制していくかというのが、今後の課題だと思っています。現状は、少なくとも管理区域の入退域実績は翌日チェックに2年前から変えましたんで、そういう意味ではここで牽制がきくようにはなっており、ですけれども、なかなかやはり性悪説か性善説かという話は常に出てくるわけでございますけれども、本来は信じたいんですけども、やはり不正がなくならない以上は、何かシステム的な牽制機能とか、あるいは精神的なものではなかなか完成できないんですけど、その両面から対策を打っていくしかないのかなと、一つの例として今は、ハンディターミナルの写真撮影などもしておりますけれども、他プラントでいいますと、今はITが進んでおりますから、やはり、GPSを使ってパトロールルートをチェックするとか、そういう手法もあるようではございますけれども、なかなか大きな施設でございますんで、効果的なものを今検討中でございます。ぜひ皆さん他産業などの事例なども参考にしながら、適切な運営ができるような体制を構築してまいりたいと思っております。

○稻田委員長 中田委員

○中田委員 ゼひ、人間が最終的にはしていくことなので、13ページのところなんかでもありますけど、巡視実施前にチェックシートに入力ができてしまったとか、こういったところというのは、技術的にシステム的にカバーができていくことがまだあるような気がしますんで、ヒューマンエラーをどれだけ小さくしていけるかというような御努力もぜひお願いしておきたいと思います。以上です。

○稻田委員長 ほかございませんか。国頭委員。

○国頭委員 土日、休日は、先ほどから出ていますけど、半日で2回をということだったんですけども、これは半日ではなくて1日でという考えはなかったんですか。そのあたりお聞きしたいと思います。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 私どもの委託仕様書の中では、特に1日かけてとはなっていません。むしろ実は、現状の委託では、半日、午前中は建物本体の原子炉施設、これも休日はほとんど運転しておりませんので、そんな大きな業務量ではございませんけれども、そちらの巡視をして、午後から今度は別棟でございますサイトバンカを巡視してもらうと、こういう今、業務形態になっております。

○稻田委員長 国頭委員。

○国頭委員 施設が休日は動いていないので、1回というお話もありましたけども、巡視がいるような施設ですので、動いていようが動いていない日でも、1日かけて2回ということで決めておられたらそういうことも必要ではないかなと思いました。これは私の想いでございます。それから、36年、中電プラント、これは子会社になるのか、協力会社ということなんですが、これはずつとこの会社ということで、委託契約、何年刻みということでもなく、ずっとということなんでしょうか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 多分1年契約だと思いますけれども、先ほど申しまし

たように、このサイトバンカ施設が、運転開始以来、ずっと同じ中電プラントのほうに委託をしております。

○稻田委員長 国頭委員。

○国頭委員 36年ですね、ずっとやってこられたというのは、言ってみれば、中電プラントというと資本も親会社から入っていると思いますので、子会社という形であります。言ってみれば、身内というか、そういったものもずっとあったと思います。もしかすると、上下関係よりも身内という、完全な中電の社員とほぼ同じような形で作業してこられたんじゃないかと推測するんですけども、やっぱりそういった身内だけではなくて、協力会社も違うところの血を入れるというか、そういったものも私から見たら、それだけ点検業務がしっかり重要なものであるもので、そういったものは必要ないんじゃないかなと思っております。そういったことと、先ほど矢田貝委員も言われましたけども、ほんとにそうでなければ中電がしっかりと自ら協力会社でなくて、自らが点検されるということも必要なのかな、委託ではなくて、そういったことを思いました。いろいろ長年、これだけ続けておられるとあるのかなという気はしました。私の意見を述べさせていただきました。以上です。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 中電プラントはまさしく、資本的にも子会社でございまして、当社のグループ会社でございます。ある意味、パートナーというよりもほんとになくてはならない会社でございます。他社に入れ替えることによって、牽制をというお話もよく御指摘も受けるんですけども、原子力の業界の場合は、かなり特殊な部分がございます。まずは規制が強くかかるございまして、例えば、ISOの取得とか、最低限必要でございますし、あるいは力量といいまして、個々のこういった保安業務に関わるものは力量認定というような制度もございまして、直ちにどこの会社でもお願ひできるというものではございませんので、そういう特有な事情もあることは間違いございません。だからといって例えば、長期にわたった委託の中で緩みといいましょうか、マンネリ化とか、気の緩み、そんなものがあってはならないわけでございますんで、今回、そういった面での再発防止対策も検討する必要があろうかと思っております。

○稻田委員長 よろしいですね。ほかござりますか。

土光委員。

○土光委員 今の中電プラントに関して、国頭委員は身内という言い方をしたんですけど、報告とかなんかでは、今回巡視を協力会社に委託してやっていて、そこが不正をやってそれが今回明るみに出た。そういった構図というか、そういうふうに言わわれていると思います。ただ、今回に関しては、この中電プラントというのは、委託とかそういうものではなくて、一言でいえば身内だけど資本は中電の100パーセントですよね。じゃあ、中電プラントの社長はどういう経歴の人ですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 社長は私どものオービーでございます。

○稻田委員長 土光委員

○土光委員 そうですよね。今の社長は最初に中国電力に入ってずっと二千何年までやって、その後中電プラントの社長、だから資本関係も100パーセント、社長そのものも要

は中電から行っているというか、だから中電プラントというのは、中国電力と一体というか、一つの支部みたいな、そういう位置づけだといろいろな資料を見て思いました。単なる一般的な協力会社とか、下請とかだったら、別の会社にある業務を委託してそういう不正があったというふうに言われるけど、今回中電プラントは、中国電力と一体である会社、だというふうに私は思いました。だから、安全文化がなかなか協力会社まで浸透していないというふうにいろんなところで言われていますが、この中電プラントに関しては中国電力自身、といってもいいような会社なので、中国電力そのものも含めてその安全性に対する意識、認識、それから実際、中国電力が100パーセントコントロールできる会社なので、そこできちんとできていなかったら、単なる管理不行き届き、管理ができていないよりも、中国電力そのもののやり方、やってきたことが今回こういった結果的に、虚偽報告というのを招いたというふうに見て、きっちと調査して再発防止策を取るべきだと思いますがいかがですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 グループ会社とはある意味一体ではございますけれども、それはいいましても、別の法人でございますんで、そこはそれぞれの責任は当然負っていると思っております。一方、中電プラントのプロパーの方のやりがいとか、そういうことを考えれば、当然中電プラントの経営的な主体性とか、独立性、これも尊重すべきでございまして、そんな中で、原子力という産業においての協力会社との関係というのは、非常に我々も腐心しているところ、今日ずっとそれを言っているわけですけれども、なくてはならない、うちの会社だけでは運転もできません。もちろん、その前の建設もできないですから、やっぱりそれぞれ自主性、主体性を持ちながら、それぞれの責任を果たしていただける、そこはやっぱり、やりがいもなければいけないでしょうし、働きがいなども皆さんに感じていただかなきやいけないので、やはりそこは、親会社とか子会社とか、そういう上下の関係とかではなくて、できればフラットな中で、私どもはこういった安全文化をつくっていきたいと思っています。ただ、今、土光委員がおっしゃったように、うちの体質がそのまま、例えば、中電プラントに伝播して今回のような問題を起こしたと言われれば、そういうところがないとは言えないと思ってございます。まさしく組織、風土というのはそういったところでございまして、そこまで、どこまで、深掘りができるか分かりませんけれども、そんな原因究明もしながら対策を考えているところでございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 そういう考え方できちと、事実関係の把握とか、原因究明をやっていただきたい。まだ調査途中だということなので、ぜひそういうふうな考え方でやっていただきたいと思います。それから、事実関係に類することですが、2月16日に実際巡視していないのに巡視したという虚偽報告で、それが放射線管理区域の入域チェック、翌々日、2月18日にしたら、そこで入っていないことが分かって明るみに出た、ということですね。この今日の資料の⑫を見ると、類似の事例がないかいろいろ調査した結果、32日、巡視をしていないのにしたというそういった事例があったということ。これ見ると、調査は2002年から調査をした。②に書いているのは、2007年度以降は、そういった事例はなかったということなので、要はこの32日というのは、2002年から2006年

までの間に起こっていたというふうに理解していいですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 そうではございません。まず、32日がいつからいつまで起こったかといいますと、一番早いものは2004年です。最初に起きたのは。最後に起きたのは、2017年度ですね。今回の直近の1人は、ちょっと別にしまして、過去、新たに調べましたところ、基本的には2004年から2017年の間で31件が起きております。もう一つ2002年と2007の違いなんですけれども、少しちょっと御説明しますと、まず最初に2007、ここに発電設備総点検と書いてございますが、これは土用ダムという問題を起こしたのを御存じの方もいらっしゃると思うんですけど、こちらは私どもの会社ですけれども、ダムの土地のデータなんですけれども、地盤のデータを改ざんしていました。このときに、ダムも発電設備でございますんで、総点検、この対象は中国電力です。中国電力の発電設備の総点検をしました。そこまで、それ以前は一度、こういった問題も含めて中国電力の中では白黒つけてあります。ところが、協力会社、今回の中電プラントのときは、2007年度の調査では、管理職までしか調査をしていませんでした。そこでデータが存在します2002年まで遡って可能な限り調査をしたということでございまして、その結果、先ほど言いました、2004年から2017年の間で31件、最近1件と、こういうことでございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。資料の読み間違いをしていました。だから今回のサイトバンカの巡視の虚偽報告というのは、今年2月に1件があって、残りの31件、32というのは今年も含めての数ですね。残りの31件が2004年から2017年度の間にあったということですね。はい。私がよく分からるのは、例えば、今回明るみに出た理由は、実際虚偽の報告をしていたけれど、放射線管理区域の出入りがあるので、それは多分、何らかの理由でそういう管理とかチェックをしている中で矛盾することに気がついたということですね。そうすると、当然、残りの31日のことに関しても、その時点というか、当然放射線管理区域に出入りをしていて、実際してなかつたはずなので、もっとその時点で事実が分かっているはずではないかと思うのですが、これはなぜ今になって初めて分かったんですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 実は2年前の2018年の4月から日々のチェックの運用変更をしています。もともと不正を見抜くためにやっているわけではなくて、冒頭言いましたけども、放射線管理、被曝管理が視点でございまして、より綿密な被曝管理をしようということで、2年前から日々のチェックをしました。そうすると、誰が前日、管理区域に入ったか入ってなかつたかが翌日分かるわけです。2年前以前は、毎月一括チェックしていました。毎月一括チェックをしますと、月報には作業件名ごとに被曝が何ミリシーベルト、こういう数値が出てくるわけですね。もちろんバックデータとしては日々の入域記録が法令上非常に重要な人の健康に関わるデータですから保存されております。そこまで遡れば調べられるんですけども、月報では不正が見抜けなかつたという違いがございます。そんなことがございまして、本来は2018年以降はベテランの人たちは分かっていますから、不正をしなかつたんだと思います。たまたま今回の最初の巡視員は、若

干まだ若いところがございましたんで、そこで分かったのかと思っています。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 質問したいことを答えていただいたんだけど、2年前に翌日ちゃんとチェックをするから、虚偽のことをするともうばれるはずだというのを現場の巡視員が知っていたら、普通はしないですよね。それはなぜですかというのを聞こうと思っていたけど、今、ベテランは知っていたと、多分今回の人はそこまでまだ教えてもらっていないかった。知らなかつたからというふうに理解していいわけですね。多分。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 多分そうだったんじゃないかと思います。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 でも多分というのは、これ当然本人に聞き取りとかなんかしていますよね。その辺は知らなかつたか知っていたかというのは、聞き取りすればわかると思うんですけど。知った上でやつてしまつたのか、その辺は事実関係がはっきりしていないんですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 私、そこまで存じておりませんけれども、恐らくそうだったんではないかなと、知つていればなかなかそういうことはしづらい、それがまさしく牽制機能なんですけれども。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。それから、今年入れて32件、8人の人が32日というか、32件というか、説明にあつたのかな、一番多いのは1人が7件か、17件か、17件でしたか、やつていたと、例えば、8人の人は不正をしていたわけですね。それ以外の人は不正をしていないんですね。不正をしていない、したことがない巡視員は自分たちの仲間というか、同じ巡視員で不正をしているということに気づいていたんですか、全く知らなかつたんですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 今回、8人のうち6名はまだ現役でございまして、ちなみに当然この業務から外れております。2人は既に退職をされて聞き取りが可能だつた方、過去2002年まで遡りますと、この業務に恐らく48名程度が関わっていたというふうに聞いております。現職としては36名、だから、現職でいうと36名のうち6名がこういった不正行為をした経験があるんですけども、今回の事案について、私どもは組織的なものではなかつたと判断しているのは、いわゆる、今、土光委員がおっしゃつたようにこの人たちが横で連携していたという記録は、本人からの聞き取りも含めてございませんので、恐らくそういった土日は止めて、やらなくていいんだとか、そういう話はなかつたものと思つります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 私がお聞きしたいのは、連携してやつたとかどうかみたいな、そういうた具体的な証拠というか、それはあるない、そこを聞いているのではなくて、でも同じ巡視仲間なので、やってない人もそういうことをやつている人がいるというのを薄々というか、知つているというのは、十分私はあり得ると思うんですけど、その辺は聞き取りで事実関係をきつと確認していないんですか。

○**稻田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 私どもに今上がっている報告書ではそこまでの調査がなされているとは聞いておりません。

○**稻田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これぜひ、これからも調査が続いて、第三者に評価を受けるということなので、前回5年前もそうだけど、不正は、これも虚偽の報告をした事例ですけど、前回の場合、その個人の資質、個人がやったと、周りは知らなかつた、組織的なものではなかつた。今回のことに関しても新聞を見ると、今の段階から組織的なものではないというふうに認識しているみたいな、そういうふうな見解、中国電力がしているというふうな新聞記事が載っています。それはやはり、初めからそういう前提でやるのではなくて、客観的に見て、32人で、8人がやつていれば、残りの同じ巡視仲間は薄々気づく感づくというのは十分あり得ると、感づくのがむしろ普通だとさえ思つて、その辺の事実関係をきつと確認して、組織的な、現場ではもうそういったことが意識の上ではやつてゐる人もあるけど、自分はしないけどやつてゐる人もあるんだみたいな、そういった雰囲気があつたのではなかつた、あつたとしてもそれが組織的というかどうかは別として、でもその辺の事実関係はきつと把握した上で、再発防止策を見直していただきたいと思うのですけどいかがですか。

○**稻田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** はい、検討いたします。

○**稻田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 検討するだけでそういうふうにしていただけないのですか。これは当然、ここはきつとすべきだと思うんですけど。

○**稻田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 重要な御指摘でございますんで、持ち帰つてしっかりと検討してまいります。

○**稻田委員長** 土光委員。

○**土光委員** やっぱり検討なんですね。強い要望ということで。それから、原子力規制庁による保安規定で、違反に関して、判定区分、「監視」という結果が出た。直接安全性に影響が、結果的にはなかつたのでということで、「監視」という判定区分が出たということに関してですが、要は「監視」が出たのは、日に1回は巡視すべきところをしていなかつたと、だから保安規定を守つていなかつたと、ただしそれは、していないことが直接安全性に大きな影響を及ぼすものではないから、「監視」というふうになつたのだという説明ですね。今回の問題は、巡視をしていなかつたという事実、それも大きいですけど、それだけではなくて、していないのにしたという虚偽の報告をしたという事実のほうが重たいと思うんです。例えば、規制庁云々でこういった何々違反で判定で、どこまでの重要度を判断するそういった中で、虚偽の報告、行為をするということは何か処罰規定があるんですか。

○**稻田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 処罰規定というのは、国の法律上ですか。

○**稻田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 法律とか、ガイドラインとか、広い意味での規則の中でというふうに取つて

ください。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 今回の保安規定違反の判定の要素は、安全機能、放射線被曝、品質保証という、3つの観点からグレード分けされるわけですけれども、正直言って今、土光委員がおっしゃったように、こういった不正に対しては、少し視点が違うところがあるのかなと思います。ですから、我々も非常に重く、不正に対してはむしろ事業者が独自に重く受け止める事案だと思っております。処分、不正も度合いによりますけれども、例えば、10年前の点検不備は、ある意味組織的な不正というふうに判定されましたんで、違反の1がつきまして、保安規定の改善命令が出るという、非常に行政処分としては、非常に重たいものが出ております。したがいまして、逐次こういった不正行為について、国が関わってくるものではございませんけれども、むしろ事業者として最も原子力発電所としてはあってはならない。特に地域の皆様に対しては、安全という面ではなくて、不正に対しては、非常に厳しい御意見というか、目があるのは当然でございますんで、会社の中では厳正な対応が必要だと思っております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、虚偽の報告をするという行為自身が、保安規定云々法律で、それでだからこういう罰則だととかなんか、それは多分ないんです。法律にはやった行為に関して、やった行為が正しいかどうかはそれは分からないので、そういう世界だと思います。でもやはり、今、長谷川さんが言われたように、原子力を扱う会社が、協力会社も含めてという意味で言いますけど、虚偽の、要はうそをつくという行為をされると、信頼関係がなくなりますよね。そうすると、いろんな原子力に関して中国電力がいろいろ言ったとしても、それがもしうそだったら話にならないというか、だから、そういった事例は5年前も同じようなことがあったと思います。今回もあったということで、そこが大きな、今回もそれが大きな問題だと私は思っています。実際、新聞を見ると、こういったことに関して、鳥取県と米子市と境港市は、これに関して連名で申入れをしていますよね。これ、米子市に確認したいんですけど、新聞では連名で申入れをして、原発の運用に対する信頼関係を根本から揺るがすものだというふうに、新聞記事が書かれているのですけど、米子市は今もそういう認識ですか。この今の件に関して。

○稻田委員長 永瀬防災安全監。

○永瀬防災安全監 土光委員おっしゃいます、令和2年5月13日付で中国電力株式会社清水代表取締役社長に対し、鳥取県知事、米子市長、境港市長が連名で、島根原子力発電所における巡視の虚偽報告に関する申入れをした文書の一文のことが報道されたということであろうと思います。そのとおりです。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 だから今の時点では、こういった中国電力、協力会社を含めた今回の事例に関して、こういった行為は原発の運用に対する信頼関係を根本から揺るがしているものだと、今でもそういうふうに思っているわけですね。その状態で、話は飛ぶというか、私は一緒にもんだと思うけど、今、中国電力は2号機の稼働に向けて精力的に、要は規制基準の審査をやっていますよね。その揺らいでいる状態で中国電力がいかに安全性に関していろんなことをいろいろな説明をして、というふうにしてもなかなかそれは米子市民を含めて

納得できない。米子市自身も揺らいでいる段階で、例えば稼働してもいいですかみたいな報告を受けたって、今はそんなことを言われてもというふうになると思うのですが、揺らいでいる中でそういった報告を米子市が受けると米子市はどう対応するんですか。

○稻田委員長 永瀬防災安全監。

○永瀬防災安全監 本事案につきまして、その今の再稼働に関することとの関係性についての問い合わせのような気がするんですけど、御承知のとおり、2号機、あるいは3号機の関係につきましては、米子市として、鳥取県及び境港市と一体となって、申請段階で意見留保しているということは御承知だと思います。当然、そういった再稼働等々につきまして、市として県あるいは境港といろいろまた連携しながら判断するような時期も参ろうかと思いますけど、今は先ほど紹介いたしました5月13日の申入れのとおり、これからしっかりと中国電力には、根本的な原因究明、これは安全文化の醸成をもう1回再構築する、あるいは、再発防止、こういったものとしっかりとつながるような根本的な原因分析をしっかりとやっていただきて、鳥取県、境港市、あるいは米子市はそれをしっかりと確認する、そういった状況にあろうかと思います。以上です。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 少なくとも揺らいでいる状態で事が、その状態がそのまで事を進めるというのは、中国電力にとっても、米子市にとっても、米子市民にとっても、全くいいやり方ではないというふうに思います。だからまず、中国電力にやってほしいのは、当然今日の説明でもきっちり最終的に第三者のチェックを受けて報告すると言われていますので、揺らいでいる状態が収まるようなことをきっちりしていただきたい、というふうふうに思います。もう1つ、揺らいでいる状態で2号機の再稼働を事務的、精力的に進めている。私は揺らいでいる状態なので、一旦、その再稼働に向けたいろんな動きは自粛してもいいんじゃないかと思いますけどいかがですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 厳しい御指摘でございまして、いわゆる審査の対応とその後、特に信頼回復、今回また、皆様方の信用、信頼をほんとに落としているわけでございますけれども、それとは別な対応というふうに私どもは考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。いずれにしても、審査が終わった後は、当社としては、米子市の皆様にも2号機、さらには3号機、できましたら稼働させていただきたいというお願いをすることになろうかと思います。そのときに、こういうふうに続いております不祥事、当然、御指摘があると思つりますんで、そこはそこの場面でまたぜひともいろいろ御意見を賜りながら私どものその後の対応ぶりについて御理解をいただくべく対応してまいりたいと思います。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 5年前も実は同じような、水量計の虚偽の事件が起きたときに、原因究明と再発防止策を全力でやるという中国電力は説明をしました。そのときに、稼働に向けての動きよりも優先してそっちをやるんですかというと必ずしもそうは言わなかった。今も回答を見ると、やはり、2号機、3号機の稼働に向けた動きに優先してこちらをするというふうには聞こえないのでけれど、やはりそれはあまりよくない。急がば回れというふうなことわざもありますので、そういったことをすれば、信頼回復の一助になるのではない

か、そういうことをすることが、これは立場というか考えは違いますけど、2号機、3号機の稼働ということに関しても、結果的には、近道になるのではないか、というふうに思いますので、そこはきちっと考えていただきたい。これは要請です。続けていいですか。

[「はい。」と稻田委員長]

**○土光委員** だからなかなか稼働に向けた動きの自肅はしていただけないみたいなので、もう1つの、今回の事件をきちっと調査して、第三者の評価を受けて、それをきちっと説明して、その信頼が揺らいでいる状態をなくすという、それは絶対にしないといけないこと、この認識は同じだと思います。これ5年前も一緒なんんですけど、調査は中国電力がするんですよね。そのやり方云々結果に関して第三者の評価をいただく、これ5年前も同じ議論があったんですけど、調査そのものを第三者にやってもらうという、むしろそちらのほうがきちっとした調査が出るのではないかというのが5年前にも話がありました。今回も結局、5年前と同じですよね、中国電力が調査をして、その結果を第三者の評価を受ける。第三者はどこかというと、石橋委員のやり取りの中で答えられましたけど、原子力安全推進協会、これも同じですよね。なぜ調査そのものを第三者がきちっとやるという方法を取らないのですか。それが信頼が揺らいでいる状態の回復にはよっぽど近道ではないかと私は思うんですけど、今回も同じようなやり方をされるのはなぜですか。

**○稻田委員長** 長谷川副本部長。

**○長谷川島根原子力本部副本部長** その御指摘は従前からいただいてございますけれども、やはり現場の実態、作業の内容、プラントのこと、そういうものを知っている立場から調査をしていくということもある意味、効率的な効果的な調査ができるんではないかと思っております。それに対して、第三者の御意見を付加していくと、こういったやり方が今回の事案、特に今回の事案は、協力会社で起きたからというわけではございませんけれども、そういうことも含めれば、私どものほうでは、幸いに不祥事は起きてございませんので、私どものほうが、逆にしっかりとまずは協力会社のほうを調査していくと、こういう対応のほうが適切ではないかと今回は考えてございます。

**○稻田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 最初に中電プラントに関して100パーセント資本を持っていて、社長自身も中国電力にずっといた方が、今、長谷川さんが最後に言った、今回不祥事を起こしたのは中電プラントという別会社、中国電力はそれを調査するという構図は、私はそれは当たりんじやないかというのが最初に言いたかったので、一体のものだというふうに思うので最初指摘をしました。だからそういう意味でやはり、中国電力自身もむしろ調査される側になるべきだと思っています。ということで、やはり第三者がきちっとそれは、現場を知っている、作業の実態を知っているから効率的、効果的に調査ができると、それはそうでしょう。でも、そういう調査の仕方をするからきちっとした第三者の目で見た評価ができるないというふうにもいえると思います。だからなかなか、調査ももう半ば済んで、今から第三者というのは、多分やってもらえないだろうと思うので、例えば、評価を第三者の原子力安全推進協会にしてもらうということで、これ石橋委員も指摘もされましたけど、これやはり、その原子力のある意味安全文化に、安全に関しての専門家の人たちだろうと思いますけど、やはり違った視点からも評価をするというか、だから推進協会だけではなくて、公募で誰か入れるとか、自治体から誰か入れるとか、そういう形にしたらより客

観的な、信頼回復にも役立つのではないかと、石橋委員はそういう指摘ということだったのですけど、そういうやり方をしたほうがいいと思いますけど、答弁を求めます。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 とりわけ、関係の自治体の皆様につきましては、先週、立地は立入調査、この米子市の皆さんにも現地確認という形で、現状の調査内容について御説明をして、まだ結果がオープンにされておりませんので、ここで申し上げるわけにはいきませんけれども、既にいろいろ御指摘をいただいております。あるいは、この内容については、保安規定違反の監視というふうな結論が出ておりますけれども、今後、検査制度も変わりまして、今は常に検査を受けているような状態でもございます。一応区切りとして四半期ごとになっておりますけれども、本事案についても当然、今後現地の規制事務所のほうには御説明をします。そうすれば、それなりの御指摘、御指導が入ってくるわけでございます。今、土光委員がおっしゃったような決して当社だけの調査ではございませんで、そういった外部の方、幅広い意味では御指導いただいている状況にあろうかと思っております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 これは要望になりますが、この原子力安全推進協会、この委員というのは具体的にちゃんと知っているわけではないので、断定的には言えませんけど、やはりそれなりの専門家、原子力とか安全とかの専門家だろうと思います。だからそれ以外の目、のチェックというか評価もぜひ必要、そのほうがちゃんとした評価もできるし、信頼回復にも役立つと思うので、そういったことをぜひ、これはやろうと思ったらできると思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。それから、今日、長谷川さんのいろんなこと、あくまでも今日は中間報告、最終的なもんではないということで、最終的な第三者のチェックも入って、そういった時点でまた別途報告を、別途説明をするという発言がありました。これは改めてそのときに委員会にも来て説明をしていただけると思ってよろしいですか。

○稻田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 御要請があれば当然対応いたします。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 ぜひそういった形で、最終的な確認というのをこの委員会でも、中国電力に説明を求めるというか、説明の場を設けていただきたいということで、これは委員長にお願いをします。以上です。

○稻田委員長 はい。ほかございますか。では報告案件、予定したものは以上で終了いたします。ほか委員の皆様からございますでしょうか。

[「なし。」という声あり]

ないですね。そういたしましたら、以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午後4時00分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清